

## 認知症サポーター養成講座を開催します！

認知症サポーターとは、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を支える心構えのある「応援者」です。

日高町では、認知症になっても誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

下記のとおり講座を開催しますので、お誘い合わせの上参加ください。

日 時 平成28年3月15日（火）10時～11時半

場 所 門別公民館2F研修室

内 容 講話「認知症を学び地域で支えよう」

門別地域包括支援センター職員

※受講後、サポーターの証「オレンジリング」をお渡しします。

申込み 3月11日（金）までに門別地域包括支援センター（電話01456-2-6789）へ連絡ください。



## 日高町では、平成28年4月診療分から中学生の外来に係る医療費を無料化します。

〈受給資格要件〉

- (1) 日高町に住民登録している0歳～中学生のお子さん
- (2) 健康保険に加入していること
- (3) 所得制限・・・世帯の生計維持者の所得が、限度額以内であること

〈助成の内容〉

対象者	給付内容	自己負担額
0歳児から中学生	入院・通院・歯科・調剤・柔整	日高町が負担しますので、受給者の自己負担はありません (※課税・非課税を問いません)

※外来又は入院にかかる医療費について、健康保険の自己負担分を日高町が助成します。

※助成対象外・・・

- ・保険適用外の投薬、注射、容器代、診断書料、食事代、オムツ代、歯科矯正など
- ・(独)日本スポーツ振興センター(スポーツ共済)の災害給付を受ける場合

【お問い合わせ】日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561

## 地震が起きたときの安全地帯

自宅にいるときに突然大きな揺れに襲われたら、あわてず落ち着いて、まずは、怪我をしないように自分の身の安全を確保する行動を取ることが重要です。ストーブやガス器具などの火の始末は、揺れが収まってからです。

特に、震度6以上の揺れになると、自由に行動ができません。それどころか家の中では電化製品や家具が倒れたり、棚のものが落ちる、ガラスが割れて飛び散るなど、普段何気なく使っているものが突然、凶器になってしまう場合があります。

「安全地帯」とは家の中でも家具が倒れたり、壁にかけた額などが落ちてこない場所、数分間そこに避難すれば怪我をしないで地震をやり過ごせる場所を意味します。

「住宅・建造物の耐震化」、「家具などの転倒・移動防止」、「備品の落下防止」、「ガラスなどの飛散防止」などを行い、安全地帯を準備しておくとともにその場所を把握しておきましょう。アパート等の賃貸住宅の場合はなかなか難しいと思いますが、最低限、倒れやすい家具は固定しておきましょう。家の中には危険がいっぱいあることを意識しましょう。

地震はいつ起こるかわかりませんから、地震に対する普段からの備え、正しい心構えを身に付けておくことが大切です。



提供：東京消防庁

# 土砂災害警戒区域等の指定について

土砂災害警戒区域とは、土砂災害(急傾斜地の崩落・地すべり・土石流)から住民の皆さんの生命を守るために、土砂災害の発生するおそれがある区域を明らかにするもので、北海道が区域指定を行います。

この土砂災害警戒区域等には以下の2種類があります。

## 【土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)】

土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、警戒避難体制の整備や不動産取引の際の重要事項説明が義務づけられます。

## 【土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)】

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

日高町での指定状況は、次のとおりです。

告示日	根拠告示	所在地	区域の名称	警戒区域	特別警戒区域
平成27年3月31日	北海道告示第238号 (北海道広報第2670号)	日高町 字正和地内	チライ左川	○	-
			新和の沢川	○	-
			正和の沢川	○	-
	北海道告示第239号 (北海道広報第2670号)	日高町 字緑町地内	門別緑町1	○	○
			門別緑町2	○	○
平成28年1月29日	北海道告示第67号 (北海道公報第2755号)	日高町 富川南6丁目 地内	門別富川3	○	○
		日高町 富川南2丁目 富川南6丁目 地内	門別富川4	○	○
		日高町 富川南5丁目 富川南6丁目 富川西12丁目 地内	門別富川7	○	○

※なお、公示事項を記載した詳細資料については、総務課 情報防災グループにて縦覧しております。

【お問い合わせ】 日高町役場総務課 情報防災グループ  
電話 01456-2-5131